

県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、県土整備部所管の土木請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として1件の最終請負金額が250万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、並びに災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。また、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で契約担当者が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「兵庫県工事検査規程」（昭和53年4月1日訓令第7号）第6条及び「土木工事検査取扱要領」（平成9年3月31日付け土（建）第1006号）第3条に定める検査員、並びに「県土整備部土木請負工事監督要領」（平成13年7月1日付け土課第1132号）第2条に定める総括監督員及び主任監督員とする。

2 （公財）兵庫県まちづくり技術センターに工事監理業務等を委託した工事については、その工事現場を担当した現場技術員を前項の主任監督員とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事の完成検査、又は一部完成検査のとき、それぞれ行うものとする。なお、完成検査の評定にあたっては、一部完成検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。

4 評定は、別記様式第1「土木工事成績採点表」（以下「採点表」という。）により行うものとする。

5 細目別評定点は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により算出するものとする。

6 評定結果は、別記様式第3「土木工事成績評定表」に記録するものとする。

（評定結果の提出）

第5条 評定者は、評定を行ったときは、採点表を契約担当者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第6条 契約担当者は、前条により評定者から採点表の提出があったときは、一部完成検査の採点表を除き、当該工事の受注者に対して、別途定める「県土整備部土木請負工事成績評定の通知及び公表要領」（平成22年4月1日付け技企第1353号。以下「通知公表要領」という。）により、評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 評定者は、第 5 条により採点表を契約担当者に提出した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 評定者は、前項により評定の修正を行ったときは、修正した採点表を契約担当者に提出するものとする。

3 契約担当者は、前項により評定者から修正した採点表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、通知公表要領に定めるところにより、修正結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第 8 条 第 6 条又は前条第 3 項の通知を受けた者は、通知の日から起算して 21 日 (「休日」を含む。) 以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、通知公表要領に定めるところにより、回答するものとする。

(評定結果等の公表)

第 9 条 契約担当者は、第 6 条又は第 7 条第 3 項の通知をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、評定結果又は修正結果を公表するものとする。

2 契約担当者は、前条第 2 項の回答をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、通知を受けた者が評定の内容について説明を求めた書面及び契約担当者が回答した書面を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 1 日から適用する。

土木工事成績採点表

平成 年 月 日 検査

県民局 事務所 課・室

平成 年度	工事番号	事業名					工事名					請負金額									
	号											円									
河川・路線・港湾・地区名等:							施工場所: 市・郡 町														
工 種 :		工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日: 平成 年 月 日														
受注者名 :		現 場 代 理 人					監理技術者 または 主任技術者					監理技術者資格者証番号									
考査項目		主任監督員					総括監督員					検 査 員									
		補職名					補職名					補職名									
		氏 名 印					氏 名 印					氏 名 印									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0															
	. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0															
2. 施工状況	. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0			
	. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+6.0	+3.0	0	-7.5	-15.0										
	. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
	. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0			
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0						+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0			
	. 出来ばえ											+5.0		+2.5		0	-5.0				
4. 工事特性	. 施工条件等への対応 2						(20)	+	0												
5. 創意工夫	. 創意工夫 3		(7)	+	0																
6. 社会性等	. 地域への貢献等						(3)	+	0												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点					+ - 点					+ - 点									
評定点 (65 ± 加減点合計) 4		点					点					点									
評定点		= × 0.4 点					= × 0.2 点					= × 0.4 点									
評定点計		= + + 点																			
7. 法令遵守等 5							- 点														
評定点合計 6		= - 点																			
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 7						履 行 不 履 行 対象外														
所 見 8																					

1 考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1 - 1 ~ 別紙1 - 8、総括監督員は別紙2 - 1 ~ 別紙2 - 4、検査員は別紙3 - 1 ~ 別紙3 - 33によるものとし、主任監督員、総括監督員、検査員の順に記載する。

2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が行う。

3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目とする。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員が行う。

4 評定点 = 65点 ± 加減点合計(1~6の評定)
評定点(~)、評定点計()は、小数第1位まで記入する。

5 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

6 評定点合計 = 評定点計 - 法令遵守等

7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
所見は必ず記入する。

細目別評定点採点表

項目	細別	主任監督員	総括監督員	検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	・ 施工体制一般	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9 3.3 点	4.5%
	・ 配置技術者	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9 4.1 点	4.5%
2. 施工状況	・ 施工管理	() × 0.4+2.9= 2.9 点		() × 0.4+6.5= 6.5 点	9.4 13.0 点	14.5%
	・ 工程管理	() × 0.4+2.9= 2.9 点	() × 0.2+3.2= 3.2 点		6.1 8.9 点	9.4%
	・ 安全対策	() × 0.4+2.9= 2.9 点	() × 0.2+3.3= 3.3 点		6.2 9.4 点	9.5%
	・ 対外関係	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9 3.7 点	4.5%
3. 出来形及び 出来ばえ	・ 出来形	() × 0.4+2.8= 2.8 点		() × 0.4+6.5= 6.5 点	9.3 14.9 点	14.3%
	・ 品質	() × 0.4+2.9= 2.9 点		() × 0.4+6.5= 6.5 点	9.4 17.4 点	14.5%
	・ 出来ばえ			() × 0.4+6.5= 6.5 点	6.5 8.5 点	10.0%
4. 工事特性	・ 施工条件等への 対応		() × 0.2+3.3= 3.3 点		3.3 7.3 点	5.1%
5. 創意工夫	・ 創意工夫	() × 0.4+2.9= 2.9 点			2.9 5.7 点	4.5%
6. 社会性等	・ 地域への貢献等		() × 0.2+3.2= 3.2 点		3.2 3.8 点	4.9%
7. 法令遵守等			() × 1.0= 0 点		0.0	
評定点合計					65.0 100 点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外			

(+ +) = 細目別評定点

得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

施 工 年 度	平成	年度	工 事 番 号	第	号
工 事 名					
工 事 場 所					
受 注 者 名					
最終契約金額					
工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成	年	月	日	検 査 年 月 日 平成 年 月 日
現 場 代 理 人 氏 名					
監 理 ・ 主 任 技 術 者 氏 名					
考 査 項 目	細 別		評 定 点 / 満 点 (修正された場合は修正前を()書き)		
1. 施 工 体 制	. 施工体制一般		/ 3.3 点		
	. 配置技術者		/ 4.1 点		
2. 施 工 状 況	. 施工管理		/ 13.0 点		
	. 工程管理		/ 8.9 点		
	. 安全対策		/ 9.4 点		
	. 対外関係		/ 3.7 点		
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形		/ 14.9 点		
	. 品質		/ 17.4 点		
	. 出来ばえ		/ 8.5 点		
4. 工事特性(加点のみ)	. 施工条件等への対応		/ 7.3 点		
5. 創意工夫(加点のみ)	. 創意工夫		/ 5.7 点		
6. 社会性等(加点のみ)	. 地域への貢献等		/ 3.8 点		
7. 法令遵守等(減点のみ)			点		
評 定 点 合 計			/ 100 点		
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履 行 不履行 対象外		

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1．施工体制	．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 工事実績データ（コリンズ）の登録（受注時・変更時・完成時）は、監督員の確認を受けた上で契約後等の10日以内に行われている。 ☐ ☐ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、現場と一致している。 ☐ ☐ ☐ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に行われている。 ☐ ☐ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ ☐ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ ☐ ☐ 工場製作を含む工事について、工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ ☐ ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ ☐ ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	．配置技術者 （現場代理人等）	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【全体を評価する項目】 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 作業に必要な作業主任者を選任及び配置している。 ☐ ☐ ☐ 作業に必要な専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ ☐ ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ ☐ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ ☐ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ ☐ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ ☐ ☐ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ ☐ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっている。 ☐ ☐ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ ☐ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

☐

☐

☐

緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。

☐

☐

☐

現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。

☐

☐

☐

工場製作を含む工事について、工場製作期間における技術者を適切に配置している。

☐

☐

☐

機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。

☐

☐

☐

理由：

●判断基準

評価値が90%以上・・・a

評価値が80%以上90%未満・・・b

評価値が80%未満・・・c

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2．施工状況	．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が、技術提案の内容を反映したものとなっている。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書の内容と現場の施工方法・施工内容が一致している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ ☐ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ☐ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ ☐ ☐ 材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ ☐ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ ☐ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ ☐ 施設台帳等を整理している。 ☐ ☐ ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ☐ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っている。 ☐ ☐ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ☐ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ ☐ ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ ☐ ☐ 適切な工程管理を行い、工期内に完成書類を提出した。 ☐ ☐ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	・ 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 災害防止協議会等を 1 回 / 月以上行っている。 ☐ ☐ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日 / 月以上実施している。 ☐ ☐ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ☐ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ☐ ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ☐ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90未満・・・b 評価値が80%未満・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				
	・ 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ ☐ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ☐ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90未満・・・b 評価値が80%未満・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

●判断基準

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上90%未満 b

評価値が80%未満 c

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3 .出来形及び出来ばえ . 出来形	土 木 工 事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 %以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 %以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a、 b に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った
		ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつき判断を行う。 測定結果の打点数等が 10 点未満の場合、「概ね 50% 以内」を「50% 以内」に、「概ね 80% 以内」を「80% 以内」に読み替える。				
	機械設備工事	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ ☐ ☐ その他（理由：				
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80% 以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3 . 出来形及び出来ばえ 出来形	電気設備工事 通 信 設 備 工 事 ・ 受 変 電 設 備 工 事	適切である ●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ ☐ ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ ☐ ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が80%未満 c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)												
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e						
3 . 出来形及び出来ばえ ・ 品質	土 木 工 事	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a、 b に該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。						
		ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合、管理図・ヒストグラム等がなければ、ばらつき判断不可能とし「 c 」評価とする。 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合、下表により評価する。 品質管理項目を設定していない工事は「 c 」評価とする										
表：打点数等が 10 点未満の場合 <table><tr><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr><tr><td>評価値が 90 % 以上</td><td>評価値が 80 % 以上 90 % 未満</td><td>評価値が 80 % 未満</td></tr></table> ● 評価対象項目 ○ × 対象外 【品質管理の計画】 ☐ ☐ ☐ 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。 【品質管理の実施】 ☐ ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、品質管理について指示事項がない。 ☐ ☐ ☐ 使用材料の品質証明書に不足がない。 ☐ ☐ ☐ 品質管理表に不足がない。 ☐ ☐ ☐ 品質管理写真に不足がない。 【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする) ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 % 以内である。 ☐ ☐ ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 % 以内である。 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。							a	b	c	評価値が 90 % 以上	評価値が 80 % 以上 90 % 未満	評価値が 80 % 未満
a	b	c										
評価値が 90 % 以上	評価値が 80 % 以上 90 % 未満	評価値が 80 % 未満										

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3 . 出来形及び出来ばえ ・ 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ ☐ ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ ☐ ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ ☐ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ☐ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ ☐ ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ ☐ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ ☐ ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ ☐ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ ☐ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ ☐ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ ☐ ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ ☐ ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ ☐ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ☐ ☐ 理由： ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・・a 該当項目が4項目以上・・・・b 該当項目が3項目以下・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

考査項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5．創意工夫	．創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。	

- 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点または2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2 . 施工状況	. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、計画工程以外の時間外作業の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ ☐ ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ ☐ ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば e ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当あれば d
	. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ ☐ ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ☐ ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記該当あれば e ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 上記該当あれば d

考查項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4 . 工事特性	.施工条件等への対応	構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他〔理由：_____〕 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1.について) ・切土の土工量：20万 m ³ 以上、盛土の土工量：15万 m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の庫体面積：50m ² /門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m ² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万 m ³ 以上、流路工の計画高水流量：500m ³ 以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他〔理由：_____〕 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.その他〔理由：_____〕 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		長期工事における安全確保への対応 ☐ 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） 但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他〔理由：_____〕 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点：_____点	

- 1 . 工事特性は、最大20点の加点点評価とする。
- 2 . 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	貢 献 事 項
6 . 社会性等	.地域への貢献等	☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ その他 理由： 1 . 特に評価すべき地域貢献事例を評価する。 2 . 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点で評価し、最大3点の加点評価とする。 3 . 上記項目の他に評価に値する地域貢献等があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
	評 価	評 点：_____点

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7 . 法令遵守等		
本考查項目（ 7 .法令遵守等 ）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。		
【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。		

考査項目別運用表

(検 査 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2 . 施工状況	. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施設台帳等を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：				□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。
		● 判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が80%未満 c 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e	
3 . 出来形及び出来ばえ . 出来形	土 木 工 事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 4 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ~ b ’ に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつき判断を行う。 測定結果の打点数等が 10 点未満の場合、「概ね 50% 以内」を「50% 以内」に、「概ね 80% 以内」を「80% 以内」に読み替える。							
機 械 設 備 工 事		a	a ’	b	b ’	c	d	e	
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： ● 判断基準 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a ’ 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b ’ 評価値が60%未満 c 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e		
3 . 出来形及び出来ばえ 出来形	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている		
●評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ ☐ ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ ☐ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：									□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a ’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b ’ 評価値が60%未満・・・・・・ c 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。										

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形及び出来ばえ	□ 護岸・根固・水制工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ □ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ □ □ 緑化ブロック、石積（張）法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結を、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 □ □ □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ □ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ □ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ □ □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ □ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 有害なクラックが無い。 □ □ □ その他（理由：_____）						
		当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						

評価対象の職種には、職種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

							(検 査 員)																															
考 査 項 目	工 種	a	a '	b	b '	c	d	e																														
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 品質	☐ 舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【路床・路盤工関係】 ☐ ☐ ☐ 設計図書に定められた試験方法で C B R 値を測定していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 2 0 c m 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 【アスファルト舗装工関係】 ☐ ☐ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 【コンクリート舗装工関係】 ☐ ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w / c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：							当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。																													
●判断基準 1) 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきの判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきの 判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a '</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a '</td> <td>b</td> <td>b '</td> <td>b '</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b '</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b '</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table> 注) 管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a '	b	b	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '	60%以上75%未満	b	b '	c	c	60%未満	b '	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b																																	
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '																																	
	60%以上75%未満	b	b '	c	c																																	
	60%未満	b '	c	c	c																																	
2) 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】（該当する全ての評価対象項目を該当項目とする） ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 % 以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 % 以内である。 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th> <th rowspan="2">測定値が無い</th> </tr> <tr> <th>3項目該当</th> <th>2項目該当</th> <th>1項目該当</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a '</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a '</td> <td>b</td> <td>b '</td> <td>b '</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b '</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b '</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>											品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評 価 値	90%以上	a	a '	b	b	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '	60%以上75%未満	b	b '	c	c	60%未満	b '	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																	
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																		
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b																																	
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '																																	
	60%以上75%未満	b	b '	c	c																																	
	60%未満	b '	c	c	c																																	

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

							(検 査 員)	
考 査 項 目	工 種	a	a '	b	b '	c	d	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 品質	☐ 法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【共通】 ☐ ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ ☐ ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ ☐ ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 金網の重ね幅が、1 0 c m以上確保されていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：						

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

☐ ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ☐ ☐ アンカーピンを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。

☐ ☐ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。

☐ ☐ ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐ ☐ ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。

☐ ☐ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。

☐ ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

☐ ☐ ☐ その他

理由：

【アンカー工関係（鉄筋挿入工含む）】

☐ ☐ ☐ アンカーの施工長さが確認できる。

☐ ☐ ☐ アンカーの角度が測定されており、規格値内であることが確認できる。

☐ ☐ ☐ アンカープレートと法面、法枠等との空隙がないようモルタル等で充填されている。

☐ ☐ ☐ アンカーの緊張・定着の確認試験等必要な試験が適正に行われている。

☐ ☐ ☐ その他

理由：

評定対象の工種には、工種名の前の「☐」に「☒」を入れる。

考查項目別運用表

		(検 査 員)						
考 査 項 目	工 種	a	a '	b	b '	c	d	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 品質	☐ 基礎工事及び 地盤改良工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 ☐ ☐ ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2 m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ ☐ ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他（理由：_____）						
		【地盤改良関係】 ☐ ☐ ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ ☐ その他（理由：_____）						
当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値（ % ）＝該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

●判断基準

1) 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '
	60%以上75%未満	b	b '	c	c
	60%未満	b '	c	c	c

注）管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、
 評価対象項目（評価値）だけで評価する。

2) 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合
 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】（該当する全ての評価対象項目を該当項目とする）

☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 % 以内である。
☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 % 以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '
	60%以上75%未満	b	b '	c	c
	60%未満	b '	c	c	c

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

		(検 査 員)																																																																									
考 査 項 目	工 種	a	a '	b	b '	c	d	e																																																																			
3 . 出来形及び出来ばえ	□ 塗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																																																			
		●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ □ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ □ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ □ □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ □ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ □ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ □ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ □ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ □ その他 理由：																																																																									
		●判断基準 1) 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの判断不可能</th></tr><tr><th></th><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b ' </td><td>b ' </td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価対象項目（評価値）だけで評価する。							ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a '	b	b	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '	60%以上75%未満	b	b '	c	c	60%未満	b '	c	c	c	2) 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】（該当する全ての評価対象項目を該当項目とする） □主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 □主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 % 以内である。 □主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 % 以内である。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th></th><th></th><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b ' </td><td>b ' </td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							品質の良さの該当項目数			測定値が無い			3項目該当	2項目該当	1項目該当	評価値	90%以上	a	a '	b	b	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '	60%以上75%未満	b	b '	c	c	60%未満	b '	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの判断不可能																																																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える																																																																							
評価値	90%以上	a	a '	b	b																																																																						
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '																																																																						
	60%以上75%未満	b	b '	c	c																																																																						
	60%未満	b '	c	c	c																																																																						
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																																																						
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																																																							
評価値	90%以上	a	a '	b	b																																																																						
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '																																																																						
	60%以上75%未満	b	b '	c	c																																																																						
	60%未満	b '	c	c	c																																																																						

評価対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

考 査 項 目		工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ <									

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ 								

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																													
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 品質	□ 港湾・海岸工事 （捨石、被覆石工）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行い改 善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査職員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 ○ × 対象外 □ □ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ □ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ □ □ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 □ □ □ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる □ □ □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ □ □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 □ □ □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □ □ □ 捨石、被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 □ □ □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 □ □ □ その他（理由：_____）																																			
●判断基準																																					
1 ）試験結果の打点数等が 10 点以上の場合																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきの判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきの 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																
	60%未満	b ’	c	c	c																																
注) 管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					
2 ）試験結果の打点数等が 10 点未満の場合																																					
品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】（該当する全ての評価対象項目を該当項目とする） □主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 □主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 %以内である。 □主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 %以内である。																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">品質の良さの該当項目数</th><th rowspan="2">測定値が無い</th></tr><tr><th>3項目該当</th><th>2項目該当</th><th>1項目該当</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																																
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																
	60%未満	b ’	c	c	c																																

評価対象の職種には、職種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形及び出来ばえ <								

評価対象の職種には、職種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a '	b	b '	c	d	e	
3 . 出来形 及び 出来ばえ 品質	□ 港湾・海岸工事 (本体工(ケーソン式、 ブロック式、場所打 ち式関係))	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 < 判断基準参照 > [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行い改 善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査職員が修補指示を行った。	
		●評価対象項目 ○ × 対象外 【共 通】 □ □ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ □ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ □ □ 気象・海象を調査し、潮位、潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 □ □ □ 台風などの異常気象に備えて、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる □ □ □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 【コンクリート関係】 □ □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ w / c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑 制等) が確認できる。 □ □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ □ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ □ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ □ 有害なクラック、損傷が無い。 □ □ □ その他 (理由：)							
		【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 □ □ □ ケーソン・ブロック仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 □ □ □ ケーソン・ブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □ □ □ ケーソン・ブロック据付等及び中詰においてケーソン・ブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 □ □ □ その他 (理由：)							

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

● 判断基準

1) 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合

		ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '
	60%以上75%未満	b	b '	c	c
	60%未満	b '	c	c	c

注) 管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、
評価対象項目（評価値）だけで評価する。

2) 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合

品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。

【品質の良さ】(該当する全ての評価対象項目を該当項目とする)

□ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。

□ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 % 以内である。

□ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 % 以内である。

		品質の良さの該当項目数			測定値が無い
		3項目該当	2項目該当	1項目該当	
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '
	60%以上75%未満	b	b '	c	c
	60%未満	b '	c	c	c

評価対象の職種には、職種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

考 査 項 目		工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ 									

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a '	b	b '	c	d	e																												
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 品質	☐ 建築工事 (簡易なもの)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判断は別図参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、監 督職員が文書で指示を行い改 善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定 値が不適切であったため、検 査職員が修補指示を行った。																												
		● 評価対象項目 ○ × 対象外 ☐ ☐ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 商品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☐ ☐ ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。 ☐ ☐ ☐ その他 理由：_____																																		
		● 判断基準 1) 試験結果の打点数等が 10 点以上の場合 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきの判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきの 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b ' </td><td>b ' </td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注）管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、 評価対象項目（評価値）だけで評価する。									ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a '	b	b	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '	60%以上75%未満	b	b '	c	c	60%未満	b '	c
		ばらつきの判断可能			ばらつきの 判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b																															
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '																															
	60%以上75%未満	b	b '	c	c																															
	60%未満	b '	c	c	c																															
2) 試験結果の打点数等が 10 点未満の場合 品質の良さの該当項目数と評価対象項目の履行状況から判断する。 【品質の良さ】（該当する全ての評価対象項目を該当項目とする） ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 8 0 % 以内である。 ☐ 主たる工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の 5 0 % 以内である。 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">品質の良さの該当項目数</td><td rowspan="2">測定値が無い</td></tr><tr><td>3項目該当</td><td>2項目該当</td><td>1項目該当</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ' </td><td>b</td><td>b ' </td><td>b ' </td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ' </td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									品質の良さの該当項目数			測定値が無い	3項目該当	2項目該当	1項目該当	評 価 値	90%以上	a	a '	b	b	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '	60%以上75%未満	b	b '	c	c	60%未満	b '	c	c	c
		品質の良さの該当項目数			測定値が無い																															
		3項目該当	2項目該当	1項目該当																																
評 価 値	90%以上	a	a '	b	b																															
	75%以上90%未満	a '	b	b '	b '																															
	60%以上75%未満	b	b '	c	c																															
	60%未満	b '	c	c	c																															

評価対象の職種には、職種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3 . 出来形 及び 出来ばえ <								

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

(検 査 員)

[illegible]

評価対象の職種には、職種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考查項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 出来ばえ	☐ コンクリート構造物 工事 ☐ 砂防構造物工事 ☐ トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	☐ 土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	☐ 切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	☐ 護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	☐ 鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	☐ 地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d
	☐ 舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	☐ 法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d

評価対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当し又は
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 出来ばえ	☐ 基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 地盤改良は c 評価とする。		●判断基準 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d
	☐ コンクリート橋上部 工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	☐ 塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	☐ 植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d
	☐ 防護柵 (網) 工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	☐ 標識工事	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	☐ 区画線工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	☐ 電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装 (含、仮復旧舗装) の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

(検 査 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 出来ばえ	☐ 維持・修繕工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	☐ 港湾・海岸工事 (浚渫工事) (地盤改良工事)	●評価対象項目 ☐ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。 ☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ☐ 浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	☐ 港湾・海岸工事 (捨石・被覆石工) (本体工)	●評価対象項目 ☐ 構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分のできばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	☐ 下水道工事 (管渠工)	●評価対象項目 ☐ 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下等がない。 ☐ インバートの仕上げが良い。 ☐ 管口の処理が良い。 ☐ 管渠の通りが良い。 ☐ 舗装の平坦性が良く、水溜まり等が生じない。 ☐ 舗装の構造物等へのすりつけ等が良い。 ☐ 排水施設の蓋のがたつきがなく、型枠にゴミがたまっていない。 ☐ 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当 7 項目以上・・・a 該当 5 項目以上・・・b 該当 4 項目・・・・・・c 該当 3 項目以下・・・d	
	☐ 下水道工事 (処理場躯体工)	●評価対象項目 ☐ 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下等がない。 ☐ 基礎工について施工管理記録等から可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ スラブ上に水溜まりが生じない配慮がある。 ☐ 湧水がない。 ☐ 防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。 ☐ 足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている。 ☐ 開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行える。 ☐ 角落しがスムーズに設置、撤去ができる。 ☐ フェンスのがたつきが無く、通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 1 1 項目以上・・・a 該当 8 項目以上・・・・b 該当 7 項目・・・・・・c 該当 6 項目以下・・・・d	
	☐ 公園施設整備工事	●評価対象項目 ☐ 施設構造物の肌、通り、収まり等仕上げの状態が良い。 ☐ 園路等の舗装の平坦性が良い。 ☐ 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 ☐ 維持管理等の配慮が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	☐ 二次製品構造物工事	●評価対象項目 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・・・・b 該当 4 項目・・・・・・c 該当 3 項目以下・・・d	

評定対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

考査項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3 . 出来形 及び 出来ばえ . 出来ばえ	☐ 補強土壁工事	●評価対象項目 ☐ 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	☐ 橋梁補修・補強工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ ケレンの施工状況が良い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・・・・b 該当 4 項目・・・・・・c 該当 3 項目以下・・・d
	☐ 建築工事 （簡易なもの）	●評価対象項目 ☐ 建築物の通り、形状が良い。 ☐ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ☐ 機能面での配慮が適切である。 ☐ 防水の納まりが良好である。 ☐ 建具の取り付け、作動が良い。 ☐ 関連工事との取り合いが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 6 項目以上・・・a 該当 5 項目・・・・・・b 該当 4 項目・・・・・・c 該当 3 項目以下・・・d
	☐ 機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	☐ 電気設備工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケ－ブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	☐ 通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	☐ 上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ ☐ 理由：_____ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大 5 項目とする。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d

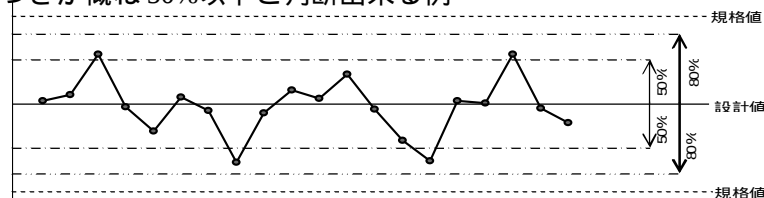
評価対象の工種には、工種名の前の「□」に「✓」を入れる。

別紙 - 4

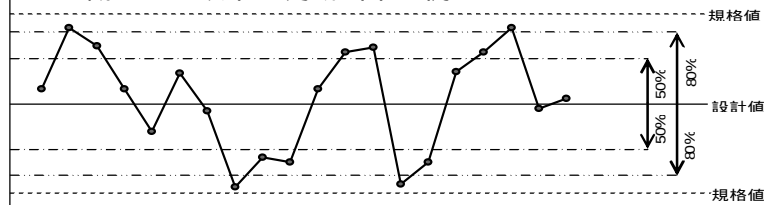
1 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

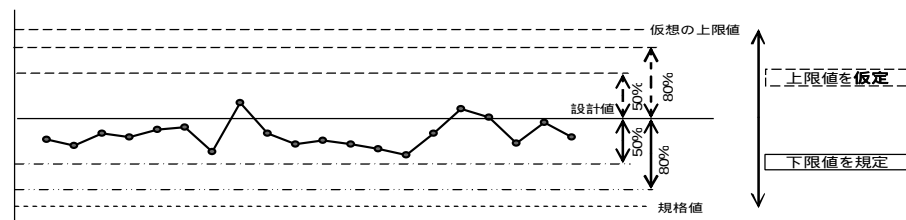
(上・下限値がある場合)
ばらつきが概ね 50%以下と判断出来る例



ばらつきが概ね 80%以下と判断出来る例

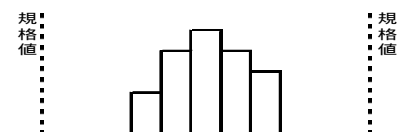


(下限値のみの場合)

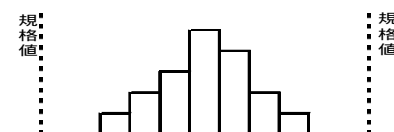


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

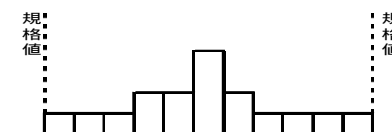
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、主たる工種は設計額の最も大きいものとする。
- (2) 主たる工種の全体に占める割合が 70%に満たない場合は、原則として、次に割合の大きい工種を加えた 2 工種で評価を行う。
- (3) ただし、主たる工種に明確な優位性がある場合、第 2・第 3 工種に明確な優位差が無い場合に等については、個別に判断し評価対象工種を決定できるものとする。
- (4) 複数工種の評価は、対象とした工種を総合的に判断して行う。

3 その他

- ・「工事現場における施工体制確認要領」に基づく施工プロセスチェックリスト、及び別紙 5「施工プロセス総括表」を活用し、チェック結果を評定に反映させること。

施工プロセス総括表

1. 工 事 名 :
2. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

事務所名・課室名 :
点検者職・氏名 :

項目	種類	細別	点検内容	着事前 (/)	チェック時期 施工中 (平成 年度)												完成時 (/)	指示事項
					(4/)	(5/)	(6/)	(7/)	(8/)	(9/)	(10/)	(11/)	(12/)	(1/)	(2/)	(3/)		
1	施工体制一般	工事実績データ	事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録した。 (契約後、変更後、完成時)	適正														
				不適正														
				対象外														
		建設業許可	□ 下請負金額の合計が3,000万円 (建築一式工事の場合は4,500万円) 以上の場合は、当該業種の特定建設業許可を受けている。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			○ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者 (主任技術者) を正しく記載している。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
		下請負者の状況	○ 注意する施工体系 (別紙 - 1) に該当していない。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			○ 下請負者の営業停止期間中又は指名停止期間中に下請け契約を締結していない。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
		施工体制台帳、 施工体系図	□ 現場の施工体制台帳に、下請負契約書 (写) 及び再下請負通知書 (写) が末端の下請負まで添付されており、全て請負金額が確認できる。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			□ 現場の施工体制台帳及び添付書類と同一の書類を、発注者に提出している。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			□ 施工体制台帳と施工体系図が整合している。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			□ 施工体制台帳に、健康保険等の加入状況が末端の下請負人まで記載されている。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			□ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														
			□ 施工体制台帳及び施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (1 回 / 3 ヶ月)	適正														
				不適正														
				対象外														

注) ○ 請負金額250万円以上の全ての工事で点検を実施する項目
請負金額500万円以上の工事について点検する項目
建設業法第26条第3項に該当する工事 (請負金額2,500万円以上の工事) について点検する項目
□ 建設業法第24条の7に該当する工事 (下請負の総額が3,000万円以上の工事) について点検する項目

県土整備部土木請負工事成績評定の通知及び公表要領

（目 的）

第1条 この要領は、「県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領」（平成15年5月30日付け技第1082号。以下、「評定要領」という。）第6条又は第7条第3項の通知、第8条の説明請求及び回答、並びに第9条の公表に関し必要な事項を定める。

（評定結果の通知）

第2条 評定要領第6条の評定結果の通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 受注者への評定結果の通知は、原則として、当該工事の検査日の翌日から直近の四半期の末日までに、別記様式第4及び評定要領別記様式第3により行うものとする。
ただし、当該工事の検査日の翌日から直近の四半期の末日までの期間が30日未満のときは、直近の四半期の次の四半期の末日までに通知すればよいものとする。
- (2) 受注者への評定結果の通知は、郵送によるものとする。

（修正結果の通知）

第3条 評定要領第7条第3項の修正結果の通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 契約担当者は、評定要領第7条第2項の修正した採点表が評定要領第6条の評定結果の通知をするまでに提出されたときは、当該修正結果のみを前条の規定により通知するものとする。
- (2) 契約担当者は、評定要領第7条第2項の修正した採点表が評定要領第6条の評定結果の通知をした後に提出されたときは、速やかに、別記様式第4及び評定要領別記様式第3により当該工事の受注者に修正結果を通知するものとする。
- (3) 受注者への修正結果の通知は、郵送によるものとする。

（説明請求）

第4条 評定要領第8条第1項により評定の内容について説明を求める者（以下「申立者」という。）は、説明を求める書面に、当該評定結果について説明を求める箇所及び内容を具体的かつ明確に記すものとする。

（説明請求に対する回答）

第5条 契約担当者は、評定要領第8条第1項により評定の内容について説明を求められた場合は、速やかに、別記様式第5により当該申立者に対し回答するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の回答をする場合、土木事務所等工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。
- 3 前項の委員会は、別途定める委員会要綱に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第6条 評定要領第8条第2項の回答を受けた者は、再度の説明を求めることはできないものとする。

(評定結果等の公表)

第 7 条 評定要領第 9 条の公表は、次の各号により行うものとする。

- (1) 契約担当者は、評定要領第 6 条又は第 7 条第 3 項の通知をしたときは、当該通知をした日から起算して 30 日以内に、別記様式第 3 により評定結果又は修正結果を公表するものとする。
- (2) 契約担当者は、評定要領第 8 条第 2 項の回答をしたときは、速やかに、申立者が提出した書面及び契約担当者が回答した書面を公表するものとする。
- (3) 公表の方法は、閲覧によるものとする。
- (4) 公表に供する期間は、公表日の属する年度の翌年度末日までとする。

(評定結果等の公表の場所)

第 8 条 前条による公表は、当該工事を発注した県民局土木事務所等において行うものとする。

- 2 前項の場合において、各土木事務所にあつては工事業務課、尼崎港管理事務所にあつては西宮土木事務所工事業務課、姫路港管理事務所にあつては姫路土木事務所工事業務課において閲覧に供するものとする。

(公表に関する特例)

第 9 条 契約担当者は、必要と認める場合には、前条に定める場所に加え契約担当者が必要と認める場所において公表を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、公表にかかる事項については、契約担当者が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 1 日から適用する。

別記様式第4

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約担当者 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領に基づき評
定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面
の通知の日から起算して21日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めること
ができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の
とおりです。

記

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 〇 〇 〇 〇 工 事
(工種：〇〇工事) |
| 2 | 工 期 | 平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日 |
| 3 | 現場代理人氏名 | 〇 〇 〇 〇 (生年月日 年 月 日) |
| 4 | 監理技術者氏名 | 〇 〇 〇 〇 (生年月日 年 月 日)
(監理技術者資格者証番号：第〇〇〇〇〇〇〇〇号) |
| 5 | 主任技術者氏名 | _____ (生年月日_____年_____月_____日) |
| 6 | 完成検査年月日 | 平成 〇年 〇月 〇日 |
| 7 | 成 績 評 定
評 定 点
(修正評定点) | 〇 〇 点 項目別評定点は、別記様式第3のとおり |
| 8 | 送 付 先 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
兵庫県〇〇県民局〇〇〇〇事務所長 宛
T E L 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇 |
| 9 | 手続き等の問合せ先 | 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
兵庫県〇〇県民局〇〇〇〇事務所 〇〇課長 宛
T E L 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇 |

別記様式第 5

〇 〇 〇 〇 第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

〇 〇 県民局長
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記
のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工事
- 2 疑問に対する回答

参考様式 - 説明請求書（評定要領第 8 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

契約担当者 様

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事成績評定に係る説明請求書

平成 年 月 日付け〇〇(〇〇)第 号で通知のあった工事成績評定の結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

- 1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工事

- ## 2 評価内容に対する疑問点